

城南島海浜公園での撮影申請手続きについて

ご家族や友人などのスナップ写真や風景写真の撮影は、公園への申請は必要ありません。
申請が必要な撮影は、営利や非営利に関わらず、『モデルや対象物を持ち込んでの撮影、ポスター・グラビア撮影、プロが行う記念撮影や風景撮影、映画・テレビなどの動画の撮影やラジオ中継』などです。

希望日の7日前までに、公園管理事務所に別紙の「撮影企画書」をご提出ください。
提出後は、許可(仮)/不許可について確認の問い合わせをしてください。

FAX 番号 03-3799-6403

電話番号 03-3799-6402 (9時から16時30分、定休日を除く)

許可(仮)された場合は、撮影当日に公園管理事務所での手続きを行ってください。

「海上公園占用許可申請書」へご記入の上、正式許可を受け、占用料をご納付いただき領収証と許可腕章をお受け取りください。

尚、有料施設であるキャンプ場内で撮影を行う場合は、別途利用料が必要です。

1) 撮影日時

- ① 撮影可能日 定休日を除いた平日
※定休日は毎週水曜日(水曜が祝日か東京都民の日の場合は翌日)と年末年始(12/29から1/3)です。
※3月26日から4月5日と7月21日から8月31日は無休です。
- ② 撮影時間 9時から17時(準備から撤収を含めての時間)
※当日手続きは、8時45分から16時です。

2) 占用料金

撮影種別	占用面積	金額
スチール撮影・録音	101㎡以上	700円/1時間あたり
	31㎡から100㎡	300円/1時間あたり
	30㎡以下	100円/1時間あたり
映画・テレビ・ビデオなど	3001㎡以上	16,600円/1時間あたり
	1501㎡から3000㎡	11,100円/1時間あたり
	1500㎡以下	5,500円/1時間あたり

※占用面積とは撮影に関わる出演者・スタッフが全て納まる面積のことです

3) 撮影が出来ない場所

- ① 駐車場
- ② 大井信号所
- ③ 立入禁止区域
- ④ その他、撮影をすると管理上支障がでるおそれがあると当園が判断した場所

4) 行為の制限

- ① 撮影車・電源車など、園内への車両の乗り入れは出来ません。
- ② 臭気を発する物を持ち込むことは出来ません。
- ③ 長大物(レーン・クレーン)等や重量物などで場所の占拠や固定は出来ません。
- ④ 拡声器など大きな音を出す機材は持ち込めません。
- ⑤ 承認を受けた機材や小道具以外の持ち込みは出来ません。
- ⑥ 一般来園者の自由利用が大きく損なわれる規制(大がかりな封鎖・通行整理等)は出来ません。
- ⑦ 必要以上に多くのスタッフの入園(30名程度以上)は出来ません。
- ⑧ キャンプ場・ドッグラン・スケートボード広場(有料施設及び登録施設)での行為の制限は、担当者へ問い合わせください。
- ⑨ 上記にかかわらず、公園管理に支障がある場合は、許可後でも撮影を中止していただく場合があります。

5) 禁止事項

- ① 火薬類・火気等の撮影（火気取扱可能区域：キャンプ場などでの実演撮影を除く）
- ② 釣りなど魚介類の採取シーン及び動物の撮影
- ③ 野球・サッカー・ゴルフ・ビーチバレーなどの競技やウォータースポーツの撮影
- ④ 花火・凧上げ・ラジコン（ドローンを含む）の撮影
- ⑤ 暴力・乱闘シーン、ヌード・過激なラブシーンの撮影
- ⑥ 海上公園のイメージを損なうような撮影
- ⑦ 「東京都海上公園条例第十七条」「東京都海上公園条例施行規則」に反する行為の撮影

6) 申請手続き

- ① 「城南島海浜公園撮影企画書」の他、媒体の概要や撮影内容詳細がわかるシナリオ・コンテ等やタイムスケジュールを**撮影日の7日前までに**提出（FAXもしくは窓口にて）してください。
※「城南島海浜公園撮影企画書」は、可能な限り撮影内容がわかるように記入してください。
※キャンプ場内で撮影を希望される際、キャンプ場の予約はしないでください。
- ② 書類提出後は、お電話もしくは窓口で許可（仮）/不許可について確認の問い合わせをお願いいたします。
- ③ 許可（仮）された場合は、撮影当日に公園管理事務所での手続きを行ってください。
「海上公園占用許可申請書」へご記入の上、**正式許可を受け**、有料の場合は占用料をご納付いただき領収書をお受け取りください。その際、撮影許可の腕章をお渡しします。
尚、有料施設であるキャンプ場内で撮影を行う場合は、別途利用料が必要です。
- ④ 撮影が終了し撤収終了後、当日責任者の方は腕章を公園管理事務所へご返却ください。
- ⑤ ロケハンを有料施設や登録施設で行う場合は、事前に公園管理事務所へご連絡の上、ロケハンが可能かどうかを確認してください。

7) その他

- ① 公園施設や樹木を汚損または破損してしまった場合は公園管理事務所に報告するとともに、公園管理者立ち会いのもと、原状復帰をするようお願いいたします。
- ② 撮影内容が、申請時の記載事項と変更があった場合は必ずご連絡ください。
- ③ 電気・ガス・水道の提供は出来ません。
- ④ 出演者・モデル等の更衣室や控え室はありません。また、日よけ雨避けもありません。
- ⑤ 駐車場内では、大勢が集まってミーティングや食事をするなどの占居はできません。駐車場係の指示に従って行動してください。

（平成29年4月改訂）

城南島海浜公園管理事務所

〒143-0002 東京都大田区城南島4-2-2

電話 03-3799-6402

FAX 03-3799-6403